

ARQRAY Products Line-up



ORDER MADE MUFFLER

ARQRAY ではマフラーラインナップに掲載されていてもデザインや個性的なものにしたいというオーナーの要望に応じて素材やデザインを変えられるオーダーメイドマフラーの製作が可能です。



AERO ARQRAY DESIGN

車種ごとに専用設計、ノーマルのフォルムを崩さずにボディにフィットするよう設計されておりオリジナリティあるデザインはその車の存在感をアップさせスポーツ性あるフォルムへと変貌させます。



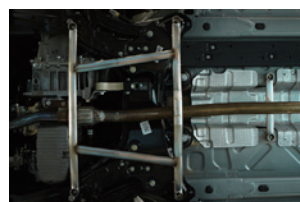
FLOOR MAT

ARQRAY オリジナルフロアマットは純正をベースに製作しておりますのでフィット感は抜群です。Type-Sport、Type-Luxury、Type-Fashion のラインナップをご用意しお好みに応じてお選び頂けます。



Shift Boot

純正ブーツとの交換により手軽にインテリアのドレスアップができお洒落に演出。簡単に交換できるシフト&サイドブーツ室内のドレスアップにオススメです。



Lower Arm Bar

ステンレス製オーバーシャフト(中空)を使用したオリジナルローアバーです。オーバー素材を採用し、地上高を確保するアーアームの不用意なブレを制御しサスペンションの動きを良くします。



Original Goods

ステッカー、サイドデコライン、T-シャツ、ポロシャツや携帯ストラップなどオリジナルグッズをご用意しております。



Schaferhund Exhaust System

輸入車用スポーツマフラーで培ったノウハウを注ぎ込み、品質にも拘り最高級 SUS304 ステンレス材を使用しクオリティ高い国産車専用マフラー schafershund です。



Exhaust Extra Parts

マフラークランプ、ガスケットなどマフラーに使用する補修パーツです。

新基準対応マフラー

JQR Authorization Exhaust System

平成22年4月1日以降に生産された車両向けの専用スポーツマフラー、すべてのパーツに最高級SUS304ステンレスを使用した「オールステンレスモデル」とブルーに焼き入れされたテールエンドを持つスタイリッシュマフラー「チタンテール」そして超軽量チタン素材を使用した「オールチタンモデル」の3タイプをご用意しました。



POINT 1
平成22年4月1日以降に生産された車両は「新基準の対象」です。国土交通省の認定を受けた機関による試験にクリアし、性能等確認済み表示をしなければならない制度。

POINT 2
平成22年4月1日以降に生産された車両は、平成22年3月31日以前に生産された車両と同型式の車両であっても新基準の対象となる。

● 商品をご購入する際に車両の詳細・型式・年式をご確認下さい。車検証に「加速騒音適応車種」と明記された車両は新基準対応となります。

交換用マフラーの事前認証制度について

交換用マフラーにおいて、騒音防止性能を持ったスポーツマフラーを普及させる事を目的とし、その騒音防止性能等を予め確認する機関を国土交通大臣が登録し、その登録を受けた機関が性能を確認したスポーツマフラーには「性能等確認済み表示」を表示する新しい制度です。

ARQRAYではこの新規制に対応したスポーツマフラーを発売。2010年4月1日以降も安心してお使い頂けるよう対応させて頂いております。

交換用マフラーの事前認証制度とは？

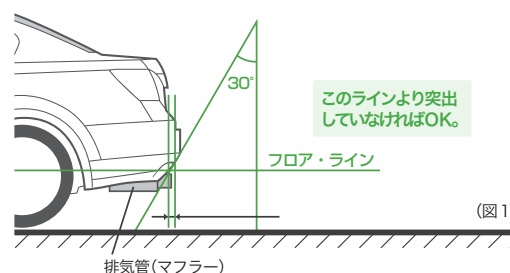
「交換用マフラーの事前認証制度」は国土交通大臣が登録し、その登録を受けた機関(登録性能等確認機関)にて加速騒音試験を行い、規則値追加の基準値となる「82dB以下」をクリアし、「性能等確認済み表示」を表示しなければならないという新しい制度です。その他、騒音低減機構を容易に除去することができる構造の禁止(例:インナーサイレンサー等)と、使用過程車及び並行輸入車等のマフラーに対する加速騒音防止性能の義務付けがあります。

新規制の適用は？

新規制は、2010年4月1日以降に生産された車両に対し適用されます。同じ車両でも2010年3月31日以前に生産された車両に対しては現在適用されている規制(JASMA認証)が適用されます。

車両の生産年月日	スポーツマフラー	2010年3月31日迄	2010年4月1日以降
2010年3月31日迄	JASMA認証を受けたスポーツマフラー	購入・継続使用可能	購入・継続使用可能
	保安基準適合品	購入・継続使用可能	購入・継続使用可能
2010年4月1日以降	新基準対応スポーツマフラー		購入・使用可能

新規制は生産年月日により適用が異なります。車名・車両型式・エンジン型式が全く同一の車種でも、使用できるスポーツマフラーが異なりますので、ご購入の際は必ず車両スペックをご確認ください。



フロア・ライン+10mmよりも突出してしまう場合は



認証の証明は？

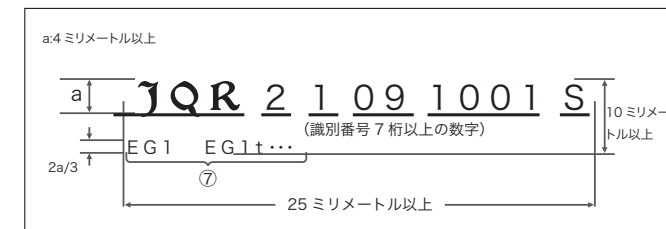
事前認証をされた製品は認証取得表示を行わなければならない。認証取得表示の種類は以下の7種類となります。

※次のいずれかの表示があるマフラー

- A: 純正品表示「車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示」
- B: 装置型式指定品表示「自マーク」
- C: 性能等確認済み表示「登録性能等確認機関が確認した交換用マフラーに行う表示」
- D: 国連欧州経済委員会規制「ECE規則」適合品表示「Eマーク」
- E: 欧州連合指令「EU指令」適合品表示「eマーク」

※次のいずれかの自動車に現在備えているマフラー

- F: 加速走行騒音レベルが82dB(原動機付自転車は79dB)以下である自動車等
- G: 加速走行騒音レベルがECE規則またはEU指令に適合する自動車等



スポーツマフラーの突出に関する新規制

排気管の突出に関する新規制とは？

- 排気管(マフラー)は、その上方のフロア・ラインを含む鉛直面から10mmを超えて突出してはならない。(図1)
※自動車が静止中および走行中のいずれの状態においても適用するものとする。
- 排気管(マフラー)は、その端部に丸みが付いてあり、かつ2.5mm以上の曲率半径を有するものにあたっては、フロア・ラインを含む鉛直面から10mmを超えて突出しても良い。(図2)
※但し、極端に車枠から突出し、危険物とみなされる場合は除く